



4116  
64

昭和十一年六月

小作爭議・調停及地主小作人組合の概要

(換 謄 寫)

農 林 省 農 務 局



DM161

H13



I 種

W



\*1200501968793\*



# 目次

一 小作爭議の概要……………	一
二 小作調停法に依る調停の概要……………	一五
三 地主小作人組合の概要……………	二七
諸 表	
一 年次別小作爭議、調停及地主小作人組合一覽表	
二 昭和十年發生小作爭議一覽表	
三 昭和十年受理小作調停事件一覽表	
四 昭和十年小作官の法外調停事件一覽表	
五 昭和十年末地主小作人組合一覽表	



# 一 小作爭議の概要

目次

一	緒言
二	小作爭議の件数及範圍竝に分布
三	小作爭議の原因及小作人の要求
四	小作爭議に於ける手段
五	小作に關する民事訴訟
六	小作爭議の結末

(本文中昭和十年の爭議に關しては昭和十一年一月十日報告到達現在に依る中間報告である)

## 一 緒言

本邦農村に於ける地主小作人の關係は、大正六、七年以降時勢の推移と經濟事情の變遷とに伴つて著しく變化し來り、小作條件の維持改善を中心として各地に所謂近代的の小作爭議を惹起し、而も其の爭議たるや昔に年々其の件数を増加するのみならず、全國に汎く其の發生を見、其の性質に於ても亦益々深刻化し來り、重要な農村問題として政府竝に地方應に於て種々之が對策を講じ、特に昭和九、十年に於ける各種災害の襲來に際しては小作爭議の防止緩和に付各地の實

情に即し夫々機宜の處置に力を致す所があつたが、併し小作爭議は一層甚しきものがあるのを免れなかつた。今小作爭議の情勢に就いて各種の資料に基き其の概況を記述すれば左の通りである。

## 二 小作爭議の件数及範圍竝に分布

天災地變其の他の災害に基く作物の不作凶年に際して、地主と小作人との間に小作料の減免交渉が行はれたことは古くから其の例が尠くないのであるが、其の後所謂近代的の小作爭議として一般的に注目すべき農村の問題となつたのは大正六、七年以降のことである。爾來爭議の發生は漸次増加の傾向を辿り、大正十月以降千五百件以上となり、大正十四年以後は政府其の他の努力にも拘らず、年々二千數百件乃至五千件に上るの狀況を示して今日に至つてゐる。今大正六年以降に於ける小作爭議の件数を發生年次別に示せば次表の通りである。



(但し毎年一月より十二月に至る満一ケ年間に於ける發生事  
件に付て道府縣廳の報告に基き集計したるものである。)

年次	件数	年次	件数
大正六年	八五	昭和二年	二、〇五二
大正七年	二五六	昭和三年	一、八六六
大正八年	三二六	昭和四年	二、四三四
大正九年	四〇八	昭和五年	二、四七八
大正十年	一、六八〇	昭和六年	三、四一九
大正十一年	一、五七八	昭和七年	三、四一四
大正十二年	一、九一七	昭和八年	四、〇〇〇
大正十三年	一、五三二	昭和九年	五、八二八
大正十四年	二、二〇六	昭和十年	五、五二二
大正十五年	二、七五一		

右の表に於て觀るやうに昭和九年及十年は昭和五年以降累年の農村不況に加ふるに各種災害の爲各般の小作争議防止緩和策を講じたるにも拘らず争議件数は著しく増加し、又後述の如く其の性質も深刻なるものを加ふるの傾きを見る。而して昭和十年發生の争議件数は昭和十一年一月十日迄に

關係土地面積	田		畑		その他		計
	町	町	町	町	町	町	
	三、四二八	五、八七三	九、三三三	一、二七四	〇、三三三	七、三	
	六、三三七	一、五	九、三三三	一、六	四、七三	〇、八	
	九、四八四	〇、三	二、五四〇	〇、四	三、四八三	〇、一	
	三〇、五五九	七、六八五	八、三八〇	一、四七四	八、四三九	八、三	

即ち右表に示す如く一争議の平均数は地主小作人共何れも數人乃至十數人にして小作争議は其の多くが依然團體的性質を帯びて居ることは明白である。更に右一争議平均關係範圍の増減比較を見るに、近時比較的關係範圍の狭小なる小作地返還に關する争議が漸次増加し、此の種争議に在つては一般に個人的關係の争議が多く、其の背景には團體的行動を伴ふも一争議の參加人員としては一人對一人或は數人を出でざる比較的少人數のものが多數を占むると共に、一面之が關係土地面積も亦小作料關係の争議に比し著しく狭小なるを常例とするが爲自ら一争議平均關係範圍は減少の傾向であつたが、昭和九年、十年に於ては全國的災害關係から一時的に小作料減免争議多く従つて其の關係範圍も増加の傾向にある。

次に小作争議の地方的分布状況を見るに大正六、七年頃は争議地方は極めて狭小なる地域即ち岐阜、愛知等の濃尾平野

報告のあつた件數を取敢へず掲げたものであつて未だ完結しない數字であるから今後尙報告せらるゝ件數も相當に上ることと思はれる。従つて未だ確定した事は言へないが、今試に昭和九年の發生争議件數を昭和十年の争議報告到達時期と同じく翌年一月十日迄に報告到達の分を締切つて、之と昭和十年發生の現在判明の件數とを比較して見ると、昭和九年は四千四百五十八件なるに對し昭和十年は前表に示す通り五千五百十二件であるから、千五十四件の激増を示してゐる。其の理由に付ては争議の原因の項で詳述する。

尙最近三ケ年間に於ける争議に參加したる地主小作人の員數並に關係土地面積を表示すれば次の通りである。

小作争議關係範圍比較表

關係範圍	昭和八年		昭和九年		昭和十年	
	總數	平均	總數	平均	總數	平均
争議總件數	四、〇〇〇	一	五、八二八	一	五、五三二	一
參加人員	一四、三三三	三、六	二〇、〇三三	五、八	二〇、四四四	三、七
地主	四、〇〇〇	一	五、八二八	一	五、五三二	一
小作人	一〇、三三三	三、六	一四、二〇五	五、八	一四、九一二	三、七
計	一四、三三三	三、六	二〇、〇三三	五、八	二〇、四四四	三、七
關係土地面積	六、三三七	一、五	九、三三三	一、六	四、七三	〇、八
計	六、三三七	一、五	九、三三三	一、六	四、七三	〇、八

地方を發端の地として之に大阪、兵庫、奈良等の近畿地方の一部並に岡山、香川、福岡等の一部に極限せられてゐたが、其の後年を重ねるに従ひ此等の地方は勿論其の數を増加するの外、漸次其の地域を擴大し四國、九州の各地から更に北陸、關東、山陰其の他の諸地方にも争議の發生あり、殊に近年は從來比較的平靜なりと一般から見られて居つた東北地方就中秋田、山形、青森及北海道等の地方が一躍激甚なる争議地と化したことは特に注目し得る。

尙昭和十年に於ける争議發生の件數より觀て其の多き地方及其の少き地方より順次各十地方を列擧すれば次の通りである。

争議多き地方		争議少き地方	
府縣名	件數	府縣名	件數
一 秋田	四三六	一 沖繩	一
二 山梨	三九三	二 大分	五
三 岡山	三三一	三 東京	九
四 栃木	三二五	四 石川	一一
五 宮城	二三八	五 京都	一一



六	福岡	二二七	六	神奈川	二三
七	福島	二二二	七	福井	二四
八	山形	二一九	八	宮崎	二六
九	新潟	二一七	九	熊本	二八
十	青森	二一〇	十	靜岡	二九

更に係争土地面積及人員を其の多いものから列擧すれば、面積では岡山、愛知、大阪、富山、奈良、三重、北海道、埼玉、滋賀、新潟の順であつて、人員から之を見れば岡山、愛知、大阪、奈良、三重、埼玉、岐阜、富山、滋賀の諸地方であつて、兩者共通するところがある。之を前示件数の多寡による順位と比較して見ると關西、濃尾地方に團體的争議多く東北地方に個人的の範圍狭少なる争議の多きを知ることが出来る。

### 三 小作争議の原因及小作人の要求

小作争議の原因は種々雑多であつて各種の原因が錯綜するは勿論のこと、又同一事件に在つても其の遠因、近因複在して争議となるものであつて一言に盡すことは出来ない。従つて争議に當り地主小作人兩當事者の主張要求も決して單純で

はない。然し件数の多いのは何と云つても風水旱害、病蟲害其他天候不順等に基く農作物殊に稻作の不作を原因として其の減收を理由とする小作料の一次的減免要求を爲すものであることは言ふを俟たない。尤も此の種の争議と雖も年に依つて多少の増減あり、即ち昭和九、十年に於ては各地に災害相次いで起り農作物の大減收を見たため此の種争議件数は昭和九年に於ては前年に比べ約三倍となり、又昭和十年に於ては前年同期に比べると約倍加し、今後益々増加の傾向にある。而して其の小作料の減免要求率は之れ亦減收の程度に依つて種々異なるものであるが、一般的に見れば従前は比較的低率の要求をなしてゐたものが、近時は漸次要求率を増大し小作料の三、四割減免を要求するのが普通となり、更に年に依り又所に依つては七、八割の高率の減免要求に及ぶものもある。而も最近では作柄の如何に拘らず年々繰返して相當減免方を要求して、實際上は小作料の永久的減額と同様の効果を收めてゐる所もある。

又契約小作料の高率なること、小作地の農業經營の收支相償はざること或は小作農家の生計困難なること等を理由とし

て契約小作料の永久的減額を要求する場合もある。此の場合の要求率は契約小作料の二、三割減を要求するものが多數に上つてゐる。此の種の争議も大正十二年頃は相當多數に上つた事もあつたが、此の要求は實際上要求貫徹困難であつて、漸く妥協成りても低率の減額に終り、而も之に伴ひ小作料を固定化せしむることとなり爾後の小作交渉が小作人にとりて不利であること等種々なる事情に依つて最近は前述の如く寧ろ一時的減免要求を年々繰返して要求する方策に轉化したること、既に小作料の改定せられたるもの漸次多くなりたること等の爲に、其の件数は比較的減少した様である。

此の外小作人が小作料の一部又は全部の滞納を爲し、之に對して地主から小作料支拂の督促を受けて争議となるものも農村不況、災害の爲最近益々増加するやうである。

又産米検査の施行或は改正に關聯して従來小作人側より込米、口米の廢止或は俵装料、獎勵米等の増加を要求するものあり、又小作料の品質、等級の格下げ或は俵装の改更等を要求するものがある。殊に昭和十年に於ては災害のため米質不良を來し此の種要求に關連した争議が相當多い。

其他耕地整理又は區劃整理の施行に關聯して小作地の換地や小作料額又は小作地引上等に關して問題を惹起するものも年々十數件宛の發生を見て居るやうである。

茲に昭和五年以降の顯著なる現象として特筆すべきは地主側に於て自作の經營、小作料の滞納、小作地の賣却又は道路、宅地、敷地其他に使用目的變更の爲地目變換等を理由として小作人に對し積極的に小作地の返還を要求し、之に對して小作人は小作契約の繼續、小作權の確認、作離料の支給等を主張して争議となるものが逐年其の件数を増加しつゝあることである。

今最近各年に於ける此の種の件数並に總件数に對する割合を列擧すれば次表の通りである。

土地返還關係小作争議件數表

年次	件數	總件數に對する割合
大正十三年	二五	一・六
大正十四年	一七二	七・八
大正十五年	三一六	一一・五
昭和二年	四三二	二二・一



昭和三年	四六一 <sup>件</sup>	二四・七
昭和四年	七〇四	二八・九
昭和五年	一、〇〇二	四〇・四
昭和六年	一、三〇七	三八・二
昭和七年	一、五二〇	四四・五
昭和八年	二、二七五	五六・九
昭和九年	二、七〇四	四六・四
昭和十年	二、六八九	四八・八

以上の如く大正十三年には僅に二十五件に過ぎなかつたものが、昭和五年には一千件を突破し、爾來漸増して昭和八年二千二百七十五件、昭和九年は更に二千七百四件に増加し、昭和十年は尙未だ總件数を確知する事は出来ないが、昭和十年一月十日迄の報告の分に依つて見るも既に二千六百八十九件（總件数の四割九分）に激増し昭和九年の同期件数より約二百件餘を増加してゐる。而も斯る争議は従前は主として特殊の數府縣にのみ統計上に現はれて居つたが、近時は全國何れの府縣にも多少とも此の傾向を見るやうになつた。就中最近

斯る争議の多い地方は秋田、山梨、宮城、栃木、山形、福島、青森、茨城、福岡等の諸地方であつて、尙大阪、兵庫、愛知、京都、福岡等の大都市附近には地目變換に因る此の種の争議の發生を見る。此の他近年負債を有する自作農階級のもものが、抵當權を實行せられたる結果土地引渡を要求せられたる場合、小作として耕作繼續方を要求し、此の間に農民組合等が介在して普通の小作争議と同様な経過を辿るものが漸増せんとする傾向を示し昭和七年三十二件、昭和八年十八件、昭和九年四十一件、昭和十年に於ては四十二件に達し、増加せんとする傾向にある。此等土地返還に關する争議は小作關係の根本的存廢に關する争議であるから其の性質最も深刻なりと見るべきものであつて、此等の争議が増加することは即ち争議其のものが深刻化したものであると解する事が出来る。

今参考の爲最近三ヶ年に於ける小作争議に付其の原因別及小作人の要求事項別に夫々分類して其の件数を示せば左表の通りである。

一 小作争議原因別件數比較表

原因別	昭和八年		昭和九年		昭和十年	
	件數	割合	件數	割合	件數	割合
小作料有期改定期間満了	六六	二・二%	二四	二・〇%	九四	一・七%
小作料値上	六九	二・三%	二〇	一・六%	一四	一・〇%
風水旱害病蟲害其他の不作	六四	二・一%	一、九四〇	一、六六%	一、六八	一・〇%
小作料高率	九	〇・五	八	〇・五	五	〇・一
米麥藁其他農産物價格下落	一八	〇・四	三	〇・二	七	〇・一
勞費多く收支不償	二六	〇・四	七	〇・二	八	〇・一
小作農薄益生計困難	六	〇・一	二	〇・一	二	〇・一
小作肥料不統一	四	〇・一	一	〇・一	一	〇・一
産米検査込米獎勵米關係	五	〇・一	七	〇・一	二	〇・一
模倣及農民組合の指示・決議	四	〇・一	五	〇・一	三	〇・一
小作權關係又は小作地引上	二、二七五	一、三	二、七〇四	二、二六九	二、六八九	一、八
區劃・耕地整理關係	二〇	〇・五	二六	〇・三	九	〇・一
小作料過徴又は小作地面積相違	九	〇・三	二	〇・一	九	〇・一
小作料滯納	四五	一・二	五	〇・三	六	〇・一
小作人に小作地買取要求	一〇	〇・三	八	〇・一	三	〇・一
調停條項不履行	一三	〇・三	七	〇・一	一〇	〇・一
契約條項不履行	一六	〇・四	六	〇・一	一七	〇・一
小作證書及保證人關係	五	〇・一	六	〇・一	九	〇・一



前所有者の小作申込を拒絶	一八	〇・五	四二	〇・七	四三	〇・八
其他	一五〇	三・八	二〇六	三・五	一八五	三・三
計	四、〇〇〇	一〇〇・〇	五、八二八	一〇〇・〇	五、五五二	一〇〇・〇

備考 小作争議は一事件に付ても単一の原因に因りて起るものと数個の複合せる原因に因りて起るものがあるが、右表に掲げた数字は各争議一事件に付主な原因と看做されるもの一個のみを探りて計上したものである。

### 二 小作人要求事項別件数比較表

要求別	昭和八年		昭和九年		昭和十年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
小作料値上反対	七三	一・八%	一一三	一・九%	九四	一・七%
小作料有期改定期間延長	一〇三	〇・四	一三三	〇・三	一一	〇・二
一時的小作料減額	一〇三	二・六	二六八	三・三	一、八三四	三・三
永久的小作料減額	一〇五	二・六	六	一・六	七五	一・四
小作料統一又は改定	三三	〇・六	一〇	〇・三	一八	〇・一
納米の格下又は俵装の改更	三	〇・一	二	〇・三	一三	〇・二
込米廢止	三	〇・一	二	〇・一	二	〇・三
獎勵米給與並に増加	四	一・三	六	〇・二	一	〇・一
肥料代耕作費及立毛の賠償	二〇	〇・五	二四	〇・四	一三	〇・二
小作契約の繼續	二、〇九七	五・四	二、四二一	四・五	二、五五五	四・四
小作権又は永小作権の確認	四	一・三	四	〇・八	四	〇・八

小作権又は永小作権の賠償或は作離料支給	一三〇	三・〇	一六	二・八	六	一・八
代地交付	一九	〇・五	一三	〇・三	二	〇・三
前所有者より小作申込	一八	〇・五	四	〇・七	四	〇・八
小作地の買受	三七	〇・九	五	〇・七	四	〇・八
小作米の貸與	三	〇・一	二	〇・九	七	〇・二
過納小作料の返還	七	〇・二	一五	〇・三	七	〇・二
契約又は調停條項の履行	一	〇・〇三	四	〇・一	一〇	〇・二
小作料納入延期又は分割支拂	一七	四・三	二七	四・七	三三	六・〇
其他	一七	四・三	二九	五・〇	三一	五・六
計	四、〇〇〇	一〇〇・〇	五、八二八	一〇〇・〇	五、五五二	一〇〇・〇

備考 小作争議に於ける小作人の要求は一事件に付ても数種の要求を爲すものがあるが、右表に掲げた数字は各争議一事件に付主な要求と看做されるもの一個のみを探りて計上したものである。

### 四 小作争議に於ける手段

小作争議に當つて當事者の執る交渉方法並に對抗手段は種々雑多であつて機に臨みて各種の方法を執るものである。今小作人側、地主側に分つて其の手段の概略を記述すれば次の如くである。

#### (イ) 小作人側

先づ小作人側の執る交渉方法としては争議の性質に依つて

多少其の趣を異にするが、一般に小作料減免要求其の他小作条件の改定に關する争議に在つては團體的態度を執るを常とし、各大字或は町村を區域として小作人組合を組織し、又は全國農民組合其の他の系統的の農民組合に加盟して其の支部を設立し指導者統制の下に一致結束して各種の手段を講じて地主に對抗するのである。又小作権或は小作地返還等に關する争議の如き當事者が概ね個人的であり、其の關係範圍も



比較的狭少なるものも小作人は小作人組合或は農民組合の應援を求め又は組合を背景として強硬に地主に對抗するのが例である。

而して其の對抗手段としては、小作料問題に在つては以上の如き團結の力に依つて地主に對し小作料減免其の他の要求を爲すと同時に小作料の不納同盟若は共同保管、共同賣却等を行ひ或は各自爭議費用と稱して幾分の金品を醸出して小作入側の結束を固むると同時に持久的の對抗手段を執り、或は農民組合の創立發會式、爭議對策演說會、共同耕作等多衆に依る示威運動等を執行して輿論を喚起するを通常とし、時に子弟たる小學校兒童の同盟休校、消防組其の他の公職辭任、産業組合其の他の共同團體の脱退、公租公課の滯納申合等を執行して社會に訴ふるの手段に出ることがあるが、近年は此の手段に出づるものが尠くなつた。又土地返還問題に在つても地主より小作地返還の要求あるも之が絶對不返還を聲明して飽迄耕作權を主張し實力抗爭の擧に出で往々土地の占有に關して地主との間に紛争を醸し之が爲刑事事件を惹起したる例もあり、又小作料、土地返還等に關し地主側が訴訟を提起

するに至れば各種の抗辯方法を講じて訴訟の遷延を策し又は組合の顧問辯護士に一切を委任して小作人自らは當面の交渉を回避せんと圖るものもある。

又小作調停法は小作人には不利なりとして其の施行當初は小作人側の之を利用するものは比較的尠なかつたが、其の後漸次小作人側にも法の精神が理解されると共に最近に至る地主側の調停申立よりも小作人側から申立てる事件の方が非常に増加してゐるやうな有様である。

#### (ロ) 地主側

地主側の交渉方法としては、團體的爭議に在りては團體的一致の行動を執るの必要を感じ各地主組合を組織して小作人組合と對抗し地主階級の共同利益を擁護するに努力することがあるが、併し地主側に於ては土地所有反別に差異あるのみならず、小地主にして自作を兼ねるものあり、又居村地主と不在地主との別あり、或は小作料を以て唯一の收入とするものとの職業を兼營するものとあり、斯の如く相互の間に利害一致の程度に差異があるのと、其の他各種の事情に依つて往々地主全員が同一の歩調を以て行動を終始することが困難

な場合が多い。之が爲地主側に於ては小作人組合のやうに其の結束が鞏固でない場合が多い。

而して地主側の執る對抗手段としては、小作料に關する爭議にして小作料の支拂の催告にも應ぜず、殊に小作人側が小作料不納を聲明して之を完納しない場合には往々にして辯護士に委任して小作料の請求訴訟を提起し又は債權確保の手段として稻立毛其の他の動産假差押の手段に出づることがある。又小作地返還問題に在つても屢々口頭或は書面を以て小作契約解除小作地返還の通告をなし、小作人之に應じない場合には土地返還請求訴訟を提起し或は強制手段たる土地立入禁止假處分を行ふ等の法律的手段を以て小作人に對抗するところがある。又地主側より小作調停法に依り調停を申立てて同法を利用することの多いことは小作人側と變りはない。

最近土地返還事件の増加と共に特に著しき地主の手段としては法律的手段に俟たずして唯口頭を以つて小作契約の解除を通告し直ちに地主自ら小作人の占有を侵害し所謂實力闘争を以つて土地引上の擧に出づるもの或は又地主自ら此の擧に出でずして第三者に小作契約を締結し第三者と從來の小作人

との間に占有の争奪を行はしめんとするものが多くなつたことである。兩者共此の種爭議については勢ひ傷害、暴行等の刑事事件を伴ひ爭議の激化を招く場合が極めて多い。

又關西其の他の地方に於ては地主が共同して所謂土地會社なるものを設立し、地主が其の社員となり會社に土地の所有權を移轉し又は永小作權の設定若は賃借權の登記を行ひ、會社が地主に代つて小作料の取立其の他の小作關係の事業を行ふものが増設され、其の現在數昭和三年には六十五、昭和八年には百六に達せしが、最近稍々減少して八十二を算する有様である。又昭和五、六年前後に奈良、鳥取、島根等の諸縣に於ては従前の小作契約を一應解除して從來の小作人との間に新に請負小作契約を締結し小作關係に於ける地主側の立場を強力ならしむるの手段に出づるものもあつたが、最近は擴大しない模様である。

#### 五 小作に關する民事訴訟

小作爭議にして未だ簡單にして平易なる事件に在つては、當事者間の直接示談に依つて容易に解決するものであるが、其の稍々複雑にして深刻なる事件に在つては、地主は民事訴



訟に依り飽迄法廷に於て黑白を決せんとして各種の訴訟を提起することは既に前項に於て述べた通りである。而して此の種の訴訟事件は従來年と共に漸増の傾向があつたが、昭和三年以來稍々減じて二千三、四百件に停頓の状況である。

然れども反面當事者の手段の項に於て述べた様に、當事者の何れもが法律による合法手段を選ばず、専ら實力を以つて解決せんとする事件激増し、争議は訴訟事件の増減に係らず益々杞憂すべき事態に立ち至らんとしてゐる。

今参考の爲司法省民事局の調査に依る最近數ヶ年間に於ける此の種訴訟事件の件數を表示すれば次の通りである。

年次	件數
大正十二年	一、六九六 <small>件</small>
大正十四年	一、三二九 <small>件</small>
大正十五年	四、一八四
大正十三年	一、九八四

民事訴訟事件種別件數表

昭和二年	四、八四九 <small>件</small>
昭和三年	二、四八八
昭和四年	三、〇五〇
昭和五年	二、八五五
昭和六年	二、三二五
昭和七年	二、四五四 <small>件</small>
昭和八年	二、四五〇
昭和九年	二、三一一
昭和十年(自一月至六月)	一、四七一

而して最近此等小作に關する民事訴訟の最も多い地方は秋田、長野、新潟、三重、山梨、茨城、鳥取、福岡、福島等の諸地方であつて、小作争議の激甚なる地方と略一致して居る。次に此等訴訟事件の種別内譯を見るに左表の如くであつて小作料請求に關する事件が最も多く、土地返還請求に關する事件之に次ぎ、此の兩者を同時に提起するものも相當あり、其の他の件數は少數である。今最近三ヶ年に於ける訴訟事件の種別を表示すれば左表の通りである。

種別	年次			
	昭和八年	昭和九年	昭和十年(自一月至六月)	合計
土地返還請求	三七五	一五三	二六六	一五〇
小作料並に土地返還請求	二九八	二二一	二四三	九一
小作米換價金請求	三六	一六	一三	〇六
小作權確認	三三	二七	九	〇三
小作權有保全	二五	〇二	一	〇一
小作權不存在確認妨害排除	一〇	〇一	一	〇一
損害賠償	三三	一三	一四	一〇
其他	一〇	〇四	一八	一〇
計	二、四七〇 <small>件</small>	一、七二九 <small>件</small>	一、〇六六 <small>件</small>	七一九 <small>件</small>

而して此等民事訴訟事件の原告は殆ど全部が地主にして、小作人は僅に地主の土地返還請求等に反對して小作權確認、損害賠償等の受動的訴訟を提起するに止まり其の件數も亦極めて僅少である。

### 六 小作争議の結末

小作争議の比較的輕易なる事件に在つては當事者双方のみの直接交渉又は委員代表者等の折衝に依つて圓滿に解決するのであるが、其の稍々紛糾したる事件に在つては當事者より小作調停法に依り調停の申立を爲し又は小作官に調停の申出をなし或は其の他の仲介調停者に依つて調停せられ妥協成立

するのが普通である。即ち統計上から之を觀れば昭和九年發生の小作争議總件數五千八百二十八件の内既に解決したるもの四千九百十九件(昭和十年六月末に就いて觀るに、當事者双方又は委員代表者の直接交渉に依つて解決したるもの一千二百九十六件であつて、折衝の結果個人交渉に移つた事件が百三十五件(此の内には自然消滅七十六件を含む)あり、其の他の大部分即ち三千四百八十八件(七割一分)は小作調停法に依り調停成立し或は小作官其の他の調停者即ち地方有志者、町村長、區長、村會議員、農會役職員等の調停に依つて解決したものである。



次に争議の結末を見るに、解決事件に在つては左表の如く當事者双方の互譲妥協に依つて解決したものが年々大部分を占め、小作人が其の要求を貫徹したものが之に次ぎ、小作人が當初の要求を撤回したものは比較的僅少である。

小作争議結末内譯件數表

結末	年次						
	昭和八年	昭和九年	昭和十年				
	件數	割合	件數	割合	件數	割合	
解決	妥協	二、五八 <sup>件</sup>	六〇・一%	三、七四 <sup>件</sup>	六四・六%	三、七五 <sup>件</sup>	六八・〇%
	要求貫徹	五三	一三・一	九三	一五・八	二七四	五・〇
	要求撤回	九	二・三	一七	二・七	一三	二・三
未解決	自然消滅	五	一・四	六	一・三	三	〇・七
	小計	三、三九	八・〇	四、九九	八四・四	四、九一	九六・〇
總計	四、〇〇〇	一〇〇・〇	五、八三八	一〇〇・〇	五、五三二	一〇〇・〇	

備考 昭和八、九兩年は各翌年六月末日迄に、昭和十年は十一年一月十日迄に到達したる報告に依る。

以上の様に小作争議は調停者の努力と時日の経過と相俟つて其の大部分は解決するものであるが、其の最も執拗なるものにおいて未解決の儘數年繼續せられ或は訴訟や調停に永

く繫屬する場合も亦尠くないのである。

## 二 小作調停法に依る調停の概要

つた。

小作争議の解決の状況を觀るに「小作争議の概要」の項に述べた通り、比較的輕易の事件は當事者双方のみの直接交渉又は委員、代表者等の折衝によりて解決し、その紛糾するものは小作官、町村長、區長、農會役員、地方有志者等の調停法外の調停又は小作調停法に依る調停によつて解決するのである。

今昭和十年に申立のあつた小作調停事件にして昭和十一年一月十日迄に報告書の到達したものに付、其の概要を記述すれば左の通りである。

小作調停法に依る調停は、當年發生した争議に付申立てらるるものが多いのであるが、數年來の懸案の争議に就いて最後の解決方法として申立てられるものも相當多數あり、又報告の關係もあつて「小作争議の概要」の項の小作争議發生件數と調停申立件數との間に統計上自ら齟齬を生じ、當年の調

### 目次

- 一 緒言
- 二 調停申立の状況
- 三 調停申立の内容
- 四 申立事件の結末
- 五 調停條項の内容
- 六 結言

〔附記〕小作官の法外調停

(本文中昭和十年の調停事件に關しては昭和十一年一月十日報告到達現在に依る中間報告である。)

### 一 緒言

小作調停法は小作問題に對する一方策として大正十三年十月二日に初めて三十八道府縣に之が實施を見たのであるが、爾來小作争議發生地域の擴大する情勢に應じ、大正十五年六月一日より秋田、山形、福島、長崎、鹿児島、五縣に、更に昭和四年七月一日より青森、岩手、宮城の三縣にも其の施行地區を擴張して今日に至り、未施行地は沖繩縣のみとな



停申立件数の凡てが必ずしも當年發生の小作爭議件數に關聯をもつてゐないことは斷つて置く。

二 調停申立の狀況

(一) 申立受理件數、關係者數、關係土地面積及申立の地方的分布

大正十三年十二月一日小作調停法實施以來昭和十年十二月末日迄滿十一箇年餘の間に於て小作調停申立を爲した事件の總受理件數は四萬三千三十六件(昭和十一年一月十日報告到達現在)であるが、調停申立の實情を見るに、小作爭議として一事件のものも調停申立の際には當事者の便宜上より又は事件の性質等によりて數件又は數十件に分割して申立てるものもあるから、之を爭議單位に換算すれば二萬二千五十三件となる。

今年次別調停受理件數を示せば左の通りである。

年次	受理別件數	爭議單位件數
大正十三年	三一件	二七件
大正十四年	一、八二六	六五四
大正十五年(昭和元年)	二、六一〇	九五四

昭和二年	三、六五三	一、五五一
昭和三年	二、九一二	一、六八六
昭和四年	三、六五七	一、五八三
昭和五年	二、八三八	一、六三八
昭和六年	三、三六一	一、七〇三
昭和七年	三、二一二	二、〇二〇
昭和八年	四、八八八	二、八五三
昭和九年	五、〇一三	三、三二三
昭和十年(昭和十一年一月十日報告到達現在)	六、三一五	四、〇六一
計	四〇、三一六	一一、〇五三

前表の如く昭和十年の申立受理別件數は六千三百五十五件、此の爭議單位件數は四千六十一件であるが、其の關係土地面積は九千五百三十四町歩、關係當事者地主八千九百四十二人、小作人二萬二千四百十九人、利害關係人の參加せるもの二百五十三人である。之を前年同期(昭和九年受理、昭和十年)の調停受理事件と比較すれば次の如くである。

小作調停事件増減比較表(△は減少を示す)

受理別件數 爭議單位件數 爭議の目的たる土地面積 一件當土地面積	昭和九年		昭和十年		比較増減 (△は減)
	件數	面積	件數	面積	
關係小作人	一九、四九〇	七、三三六	三、四九九	八、九四三	△
參加利害關係人	六五五	二七	二五三	二、九九〇	△
一件當關係人員數	三七、三三八	八六	三、六四四	七、八	△
計	四、四三三	三、六六	六、三三五	一、八六二	△

即ち受理別件數に於て一千八百六十二件、爭議單位件數に於て八百九十五件増加してゐる。又關係土地面積に於て一千三十一町、關係人員に於て四千三百九十六人の増加を示して居る。尙一件當りに就いて觀れば土地面積に於て四反歩、關係人員に於て零人八分の減少である。

更に道府縣別に調停申立件數を觀るに、爭議單位として秋田の四百十八件を首位とし、山梨の三百八十件、新潟の二百五十八件、鳥取の二百十六件、山形の二百五十五件之に次ぎ、

其の他青森、宮城、福島、徳島、福岡、長野、香川、北海道、佐賀等も主要なる地方に數へることが出来る。

次に申立の少い地方は福井、神奈川、東京、山口等の各府縣であるが、此等の地方でも地方廳に在る小作官が直接間接に斡旋努力して爭議を未然に防止し又は爭議を圓滿に解決した事例は尠くないのである。

(二) 申立人の種別

調停の申立には地主の申立、小作人の申立、地主小作人合意の申立の三種がある。又同一爭議に付地主、小作人の双方から申立てたもの即ち双方の申立に係るものがある。其の件數と割合を示せば次の通りである。

申立者別	件數	割合
地主の申立	一、三九七	三四・四〇%
小作人の申立	二、五〇五	六一・六八
地主小作人合意の申立	一、一七	二・八八
双方の申立	四二	一・〇四
計	四、〇六一	一〇〇・〇〇

即ち申立件數四千六十一件中地主の申立は三四%、小作人



の申立は六二%、合意申立は三%であつて、小作人の申立は依然として過半数を占めて居る。之を前年と比較するに地主申立及合意申立が稍々増加して小作人申立が稍々減少した。

次に主なる地方に就いて觀察するに小作人の申立多きは北海道、青森、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、徳島、鹿児島、三重等の各地方であつて、地主の申立多きは山梨、鳥取、福岡の各地方である。而して小作人の申立と地主の申立と大差なきは香川、佐賀の各地方である。又合意申立は山梨に最も多く一七%を占めて居る。斯の如く地主の申立多き地方や小作人申立の多き地方等を生ずるのは、各地方に於ける地主小作人の勢力の強弱、組合運動の消長、訴訟提起の多寡、地方當局者の事件取扱方針の差異等に因るものやうであるが、特に争議の先進地方に於て比較的地主申立の多い傾向を認めるのは、地主が訴訟よりも調停によるを得策とする爲かと思はれる。

### 三 調停申立の内容

#### (一) 申立の要旨

調停を求めんとする申立の内容は、其の申立人の立場の異

なるによつて其の趣を異にする。之を概観するに最も多きは地主の申立に在りては土地返還請求、小作料支拂請求、小作料確定等であり、小作人の申立に在りては小作契約繼續、小作料一時的減額、小作料の改定(暫定的)又は永久的減額の要求等であり、合意申立に在りては小作料確定、小作料改定等である。而して此等の要求は単一ではなく小作料支拂請求並に土地返還請求、小作料一時的減額並に小作契約繼續要求等の如く數箇の要求を併せて申立てるものが多いのである。今總件數四千六十一件に就きて要求別に之を見れば小作料に關するもの(小作料支拂請求、小作料支拂及土地返還請求、小作料減額及小作契約繼續、小作料改定、小作料一時的及永久的減額、小作料支拂延期、小作料値上反對等)合計二千三件、總件數に對し四九%に當り前年の四〇%に比し其の割合は増加を示してゐる。次に小作契約の繼續及消滅に關するもの(小作契約繼續、小作料減額及小作契約繼續、土地返還請求、小作料支拂及土地返還請求、小作權確認、代地交付、土地賣渡要求等)は合計二千四百九十三件、總件數に對して六二%にして過半数を示して居る。

更に之が内容を検討すれば左の如くである。

#### (二) 申立の事情

##### (1) 小作料に關するもの

##### (甲) 小作料支拂請求並に小作料一時的減額要求

之に屬するもの要求は争議單位件數四千六十一件中千七百四十五件であるが之を申立人別に見れば左の如くである。

##### (イ) 地主申立の場合(小作料支拂請求)

小作人が小作料の支拂を爲さぬが故に、之が支拂の調停を求むるもので土地返還請求と併せて申立てるものがある。山梨、鳥取、秋田、福岡、山形、徳島、香川等に多く地主申立件數千四百七十七件中八百七十四件(六二%)を占めて居る。

##### (ロ) 小作人申立の場合(小作料一時的減額要求)

災害に因る不作及農産物價格下落等に因る收支不償を理由とする小作料の一時的減免は、小作争議に於ける小作人の要求としては最も普通なものである。而して數年來小作料を滞納した爲地主が小作料請求訴訟、小

作料請求並に土地返還請求訴訟を提起した場合に小作人から小作料減額を要求して或は小作繼續と小作料減額との要求を併せて調停の申立を爲すものも相當に多い。之に關するものは小作人の申立件數二千五百二十七件中八百七十一件(小作人申立の三四%)で秋田、鳥取、山梨、新潟、徳島、香川、福岡等に多く前年の二割三分に比し其の割合は増加した。

##### (乙) 小作料改定又は永久的減額の要求

之に關するものは地主、小作人又は地主小作人合意の申立あり其の合計百三十六件、總申立件數の三%を占めて居る。之を申立人別に觀れば左の如くである。

##### (イ) 地主申立の場合

小作料の改定は小作人から申立てるものの方が多いが、地主に於ても時代の趨勢に鑑み小作料を改定せんとし、或は小作人よりの右の如き申立ありたる場合にその要求の趣旨には異議なきも之が相當額の決定に付調停を申立つるもの、或は年々の一時的減免交渉の煩を避ける目的で此の申立を爲すものがある。



又地主小作人間に小作料改定につき事實上の協定の出来たものに法律上の執行力を附與する目的で地主より申立てたものもある。此の申立は新潟、山梨、大阪等に亘り十七件（地主申立の1%）ある。

(ロ) 小作人申立の場合

従來の契約小作料を過當であるとし又は小作料の不均衡或は農業の收支不償を理由として此の要求を爲すもので又此の内には小作料一時的減額要求と併せ申立つるものがある。此の件数は百十六件（小作人申立の4%）で新潟、秋田、福岡の各地方に多い。

(ハ) 合意申立の場合

地主小作人間には小作料改定を爲すべきことに付ては協定成りたるが、之が相當額の決定及改定方法に付調停を求むるもの、或は當事者間にては既に事實上の協定成立したものに法律上の執行力を附與すべく申立を爲したものである。此の申立は北海道、兵庫、鳥取に亘り三件ある。

(丙) 小作料の値上又は値上反對要求（地主申立）  
（小作人申立）

他に貸付し若くは自作せんとするもの、地主が自家勞力を有利に利用する爲自作せんとし若くは他に土地を賣却する爲返地を求むるもの、地主が財産整理等の爲小作地を賣却した場合或は抵當權の實行等に依り土地が競賣に附されたやうな場合に於て買受けた新地主が自作の爲に土地返還を求むるものもある。之を地方的に觀れば山梨、秋田、徳島、山形、香川、新潟、三重等に多く、八百四十二件（地主申立の51%）に上り前年に比して件数は増加してゐる。

(乙) 小作契約の繼續要求（小作人申立）

地主が小作地の返還を請求した場合に小作人が契約の繼續を希望して調停を申立つるもので、小作料一時的減額と併せて要求するものも多い。又中には自作地が競賣にされた場合に於て、元の土地所有者たる自作者から小作として耕作繼續方を申出で調停の申立を爲したのもある。小作契約繼續申立件数は一千五百七十三件（小作人申立の62%）の多數に上り、秋田、宮城、山形、青森、新潟、山梨、福島、北海道、長野、群馬、茨城、徳島、

地主が小作料の値上を通告し小作人が之に不同意を唱へた場合に地主から値上の申立を爲し、又は小作人が地主の値上に反對して調停の申立を爲すもので、地主の申立五件、小作人の申立四十件、合計四十五件である。

(丁) 其の他

右の外小作料支拂延期、過納小作米の返還、小作料支拂濟の確認、小作料定免期間の延長、小作料減額率減免方  
法協定、小作米品質協定、小作料と土地賣却代金と相殺、獎勵米俵裝料支給等に付調停を申立てたものが百三十一件ある。

(2) 小作契約の繼續及消滅に關するもの

(甲) 土地返還請求（地主申立）

小作人が小作料を支拂はざる爲地主が土地返還を請求し又は小作料支拂と土地返還とを併せて履行する様に調停を求むるものである。此の中には小作料の支拂を督促する手段に出たものと、小作組合運動其の他の事情に基因する感情の爲に土地返還を求むるもの等があるが、又は地主が小作料の收得不確實に因る關係から耕地を引上げ

福岡等の各地方に多い。

(丙) 小作權（永小作權）の確認又は賠償及作離料の要求（小作人申立）

地主から土地返還を請求した場合に小作人は小作權の存在を主張し又は其の賠償若は作離料の支給を要求して小作人から調停を申立つるもので之に關するものは四十九件であつて前年に比し減少した。

(丁) 小作地賣渡要求（小作人申立）

地主が小作地を他に賣却せんとする場合に、或は新地主が小作料を値上せんとし又は小作地の返還方を求めた場合に小作人が其の土地を小作人に賣渡すやう要求するもので之に關するものが三十九件で、前年より増加した。

(戊) 其の他

右の外作物、耕作費、土地改良費等の補償、代地交付等に付調停を申立てたものが十五件ある。

(3) 其の他

右の如き小作料に關するもの、小作契約の繼續及消滅に關するものの外、小作條件確定（二百十九件）、假處分、假差



押の解除及訴訟取下、新小作契約の締結、中間小作人排除、耕作妨害排除、小作地受領者決定等の要求を爲して調停を申立てたものがある。

四 申立事件の結末

爭議單位調停受理件數四千六十一件に就いて觀るに、既濟件數は三千二百九十件で八一%を占め、未濟件數は七百七十件で一九%である。

今最近三箇年に於ける事件結末の内譯を示せば左の通りである。

小作調停事件結末内譯件數表

結末	昭和八年		昭和九年		昭和十年	
	件數	割合	件數	割合	件數	割合
調停成立	一、七三二	六三・七四%	二、二九七	七三・八%	二、六〇〇	五五・五%
調停不成立	三三	一・三%	一八〇	五・七%	三七	〇・九%
既濟	四〇四	一五・三%	四七	一・三%	五六	一・四%
取却	一四	〇・五%	二二	〇・七%	一七	〇・四%
未濟	二、三三	八・七%	二、五九	八・〇%	三、三九	八・〇%
合計	四、〇六五	一六・元	三、一〇〇	一八・〇%	七、一八	一八・九%
未計	二、七〇〇	一〇〇・〇%	三、一〇〇	一〇〇・〇%	四、〇六	一〇〇・〇%

備考 各年の數字は何れも次年一月十日報告到達現在に依りたるものである。  
以上の結果を前年と比較するに本年は未濟事件が増加し、既濟事件中調停成立は件數増加せるも、歩合に於て稍々減少してゐる。尙取下事件中當事者間にて示談調つたもの多數あり、爲に既濟件數中事實上事件解決せるものは極めて多數を占むるのである。却下事件十七件は宮城、秋田、山形、栃木、埼玉、新潟、石川、京都、兵庫、和歌山、香川の各縣に亘り、調停法第二條(當事者不當ノ目的ヲ以テ濫ニ調停ノ申立ヲ爲シタリト認ムルトキ)又は第三十七條(第二條ニ規定ス)に該當するものとして却下し又は調停を爲さざりしもので、其の多くは調停を受くるの眞意が無く徒らに訴訟妨害又は強制執行手續の進行を阻止するような事情が明らかになつたものである。

五 調停條項の内容

調停條項は爭議の内容に従つて多種多様であるが、爭議の中心をなすものが小作料の問題と小作契約の繼續及消滅に関する問題等であるから、其の調停の内容に於てもその主眼となるものは矢張り此等の問題を解決するにある。然し調停は

訴訟と異り手續も極めて自由であるから、當初申立の際に問題となつた事項以外に亘り廣く調停條項を作成するものが多し。

昭和十年に調停の申立を受理した四千六十一件の中調停成立した二千六百六十件に於て主なる調停條項の内容を掲ぐれば左の通りである。

調停條項種別表

調停條項の種別	條項數	主なる道府縣名
(イ) 小作料の改定又は永久的減額を爲したるもの	一九二	山梨、新潟、福島、福岡、滋賀、山形、栃木、大阪、秋田、徳島、香川
(ロ) 小作料の一時的減額を爲したるもの	一、〇五六	山梨、新潟、福島、福岡、秋田、鳥取、香川、徳島、山形、島取、新潟
(ハ) 協定の成立した小作料を一時に支拂ふことになつたもの	五九〇	山梨、新潟、福島、福岡、秋田、鳥取、香川、徳島、山形、島取、新潟
(ニ) 滞納小作料に付協定の成立したものを分割(年賦を含む)支拂ふことになつたもの	七九六	秋田、山梨、鳥取、新潟、徳島、山形、新潟、長野、茨城、群馬、栃木、香川、鹿兒島
(ホ) 不作の場合に於ける小作料の減免方法に於ける協定の成立したるもの	八八三	山梨、新潟、福島、香川、秋田、新潟、山形、北海

(ヘ) 小作料納期を確定したるもの及小作料納入先を決定したるもの 一、五七三  
 (ト) 小作料の品質、俵裝形式を決定したるもの 六六〇  
 (チ) 奨励米、俵裝料、金穀等の支給を爲したるもの 一〇七  
 二 小作契約の繼續及消滅に関するもの

(イ) 係争小作地全部の契約を繼續したもの 一、〇八五  
 (ロ) 係争小作地の一部を返還し一部を繼續したもの 二五六  
 (ハ) 係争小作地を返還し其の代地を貸付したるもの 五六  
 (ニ) 係争小作地全部を返還したるもの 四六四  
 (ホ) 小作地賃借權の讓渡、轉貸、地形、地目の變更等を制限したるもの 八四六  
 (ヘ) 小作契約條項に違反した場合には解約返地することの定を爲したるもの 一、三九三  
 三 小作權(永小作權を含む)を認めたるもの 八〇



明的に記述し、或は覺書を添附するが如きものも認められるのである。然れども地方によりては將來に亘る複雑なる取極めを爲すことを避け、却つて調停條項の簡單化の傾向を示した所もあるやうである。

六 結 言

以上は既に述べた如く、昭和十一年一月十日迄に到達した報告に依つたものであつて、昭和十年申立受理の調停事件としては未だ受理報告の本省に到達しない分が多く、殊に調停の結果に至つては今後（六月末日頃迄）の報告に俟つて明かになるべき部分が多く、以上の各種の數字は、先づ中間的統計と言ふべきものである。

調停申立の事件は概して解決の困難な其の地方の代表的爭議が多いから、之が圓滿に調停成立すれば、單に申立を爲した當事者間の問題の解決が出来るのみならず、調停の申立をなさぬ地主小作人間の問題も、裁判所に於て決定した調停條項に準じて適當に協定が行はれ、平和に問題の解決を告ぐる例が多く、調停法は小作爭議の解決上極めて有效なる働を爲しつゝあるのである。

四	小作地を小作人に賣渡したもの	一〇一	山梨、新潟、山形、三重
五	將來地主が小作地を賣却する場合には小作人に先買の機会を與ふることに定めたもの	一〇八	山梨、新潟、佐賀
六	小作権を補償し又は作離料の支給を爲したもの	四三七	秋田、山形、山梨、北海道、福岡、新潟、徳島、兵庫
七	土地改良費、耕作費又は作物の補償を爲したもの	四三	秋田、山形、香川、兵庫、北海道、宮城、長野
八	繫屬中の訴訟の取下、假處分及假差押の解除を爲したもの	二四五	山梨、群馬、北海道、福岡、山形、新潟、富山、埼玉、和歌山

各調停條項を通觀するに、數年來の經驗によつて各府縣共に其の調停成立後に於ける履行を確實にする爲に能ふ限り手落のないやうに之を作成すべく其の條項は漸次綿密となり、記述上の缺陷あるが爲に執行不能の生ずるが如きことなきやう細心の注意を拂ふ傾向が見られる。従つて調停調書の記載形式として、當面の係争問題の調停事項と將來に亘る小作契約約款の部分とを區分するとか、又は條項の解釋上疑義を生ずる虞ある事項に就ては特に協定の事情、理由、沿革等を説

「附記」小作官の法外調停

尙此の小作調停法に依る調停の外に地方小作官が調停法に依らずして調停を行つた事件が多數ある。即ち小作官設置以來の法外調停件数を示せば次の如くである。

大正十四年(大正十三年を含む)	三七一件
大正十五年(昭和元年)	二八五
昭和二年	二五七
昭和三年	二二九
昭和四年	二二〇
昭和五年	二四四
昭和六年	二三二
昭和七年	二八二
昭和八年	二一六
昭和九年	二六八
昭和十年(昭和十一年一月十日報告到達現在)	二九〇
合 計	二、八九四

昭和十年内に於ける法外調停事件数は前表に示す如く二百九十件であつて、之が關係地主二千七人、小作人八千九百八

十一人、關係土地面積五千六百八十五町歩である。事件の内譯を事件發生の種別に分けるに、小作料一時的減額要求及小作料支拂請求に關するもの百六十八件、土地返還及耕作繼續に關するもの八十一件、耕作繼續及小作料一時的減額又は小作料支拂、土地返還に關するもの十五件、小作料永久的減額(改定を含む)に關するもの五件、小作地一時的及永久的減額に關するもの九件、其の他に關するもの十二件である。

而して昭和十年に於ける小作官の法外調停事件は三重、山口、兵庫、福井、埼玉、和歌山、岐阜、奈良、滋賀、福島、神奈川、島根、宮崎等に多くして此等事件の多くは複雑なる團體爭議であるが、其の大部分は圓滿に解決を見、即ち昭和十年に於ける二百九十件の結末は調停成立二百八十九件未済一件である。而して成立事件の調停條項の内容は大體調停法に依れるものと同様である。



### 三 地主小作人組合の概要

#### 目次

- 一 概要
- 二 地主小作人組合の沿革
- 三 地主小作人組合の區域及分布
- 四 地主小作人組合の指導精神及目的
- 五 地主小作人組合の活動
  - (一) 小作人組合の活動
  - (二) 地主組合の活動
  - (三) 協調組合の活動

#### 一 概要

地主小作人間の紛議に於ては從來と雖各一時的團結を爲して交渉したものであるが、大正五、六年頃以來小作爭議の激増するにつれ稍々永久的、組織的の小作人組合、地主組合が各地に多數設立され、別に又地主小作人間の親善融和を目的とする協調組合も設立されて農村に各種の波紋を畫くに至つた。此等組合が何故に多數設立さるるに至つたかと云ふに、先づ小作人組合に就いて觀れば、元來我國に於ては小作地

及小作を爲す農家極めて多數に上り而も概して貧弱なる此等農家が制度に不備缺陷ある現行小作制度の下に於ては各種の小作交渉に於て自己を有利に導く主要なる手段は、彼等が自ら相團結して地主に當ることである。之本組合の最近盛に設立さるるに至つた主なる原因であらう。

之に對して地主側は如何と云ふに、農村に於ける地主は都市に於ける商工資本家とは大いに其の趣を異にし、商工資本家と労働者との關係は雇傭關係であつて、資本家は比較的強い地位にあるに反し、地主と小作との關係は主として貸借關係で、地主は前者に比べて弱い立場にある。加之我國の地主は小地主が大多數を占めて居るから、強力な小作人組合に對抗して自己の利益を保持せんとすれば勢ひ多數相團結して之に當らざるを得ない。之地主組合が既に述べた様な困難があるにも拘らず多數設立さるる様になつた主なる原因であらう。



協調組合 一、七四八 二〇二、七八五

二 地主小作人組合の沿革

封建制度が崩壊して明治の時代となり現在の小作制度が確立されてから、地主小作人の相對立すべき基礎が造られたが、明治初年から明治四十年に至る間は地主と小作人との間は主として溫情的關係を以て結ばれ、農村は概して平穩であつた。従つて今日の如き性質を有する地主小作人組合の設立は少なかつた。

然るに日露戰爭を轉機として明治四十年以降、地主小作人の經濟、生活、觀念等が從來と異り、溫情的關係は漸次薄らぎ、茲に漸く兩者の對立關係濃厚となり、地方的に小作爭議を發生するに及び、地主小作人組合は漸次各地に設立さるるに至つた。之を大正十年末現在の組合數に就いて觀れば小作人組合六百八十一、地主組合百九十二、協調組合八十五であつた。其の後は歐洲大戰の後を承け、商工業と云はず農業と云はず我が國の經濟上に又思想上に大なる變動を見、各地に小作爭議發生すると共に隨所に地主小作人組合が簇設さるるに至つた。今大正十年以降に於ける小作人組合數及組合員數

最後に協調組合に就いては、小作爭議が激甚深刻となるにつれ、地主小作人の中には爭議の損失と苦痛の大なるを自覺し、既に爭議の發生した地方では爭議の結果小作條件に關し協定した事項を兩者に於て遵守し、將來再び爭議を起さしめざることを希望し、又爭議の未だ發生しない地方では、地主小作人兩者の互讓に依つて不合理な小作關係を改善し爭議の發生を未然に防止せんと希望する者が多くなつた。而して此の目的を達成する有力なる手段の一は地主小作人が相提携團結して隔意なき意見を述べ、小作條件の維持改善を行ひ相互補助して兩者の共同利益を計ることである、之本組合の簇設さるるに至つた主なる原因であらう。又中には地方當局、農會等の獎勵に基き設立されたものもある。  
因に昭和十年十二月末日現在の組合にして、昭和十一年一月十日迄に到達したる報告に基く地主小作人組合の組合數及組合員數を表示すれば次の通りである。

種 類	組合數	組合員數
小作組合	四、〇一一	二四二、四二二
地主組合	五三一	三八、一七二

の年次別現在數を表示すれば次の通りである。

年 次	組合數	組合員數
大正十年末	六八一	?
大正十二年末	一、五三〇	一六三、九三一
大正十四年末	三、四九六	三〇七、一〇六
昭和元年末	三、九二六	三四六、六九三
昭和二年末	四、五八二	三六五、三三二
昭和三年末	四、三三三	三三〇、四〇六
昭和四年末	四、一五六	三一五、七七一
昭和五年末	四、二〇八	三〇一、四三六
昭和六年末	四、四一四	三〇六、三〇一
昭和七年末	四、六五〇	二九六、八三九
昭和八年末	四、八一〇	三〇二、七三六
昭和九年末	四、三九〇	二七六、二四六
昭和十年末	四、〇一一	二四二、四二二

備考 大正十年は内務省警保局、同十二年は内務省社會局、同十四年以降は農林省農務局の調査である。

本表に依れば昭和二年末迄組合數及組合員數共に激増の一

途を辿つたが、爾後は組合數にあつては一時減少を見たが、昭和五年以降再び漸増の傾向を辿り、昭和八年末の組合數は昭和二年末の組合數を凌駕して今日迄の新記録を示した。然しそれ以後再び減少を示してゐる。組合員數にあつては昭和二年末を最高とし、以降大體に於て漸減の途を辿つて居る。斯の如き小作人組合衰退の原因は種々あらうが、其の主なるものは組合運動者の政治運動の偏重、共產黨事件、非法運動に關聯せる取締の嚴重、一部小作農民の組合運動の嫌忌、先進爭議地方の或程度迄の小作條件改善、農村不況の影響、滿洲事變以來勃興せる右翼運動の影響等であらう。

小作人組合の聯合會に付ては全國を區域とする我國最初の聯合會日本農民組合（現存のものにあらず）が設立せられたのは大正十一年四月であつて、本組合は時運に投じ急激なる發展を遂げ、次いで大正十三年には北日本農民組合、中部日本農民組合、大正十五年には大和農民組合、中部日本農民組合、大正十五年には大和農民組合、中部日本農民組合より分裂せるもの）の設立あり、而して大正十五年無產政黨運動の行はるるに至るや、之が支持問題に關し農民組合の離合集散盛に行はれ、日本農民組合の一部は脱退して北日本農



民組合、大和農民組合と共に別に全日本農民組合同盟（會長須貝）を組織し、昭和二年には再度分裂して全日本農民組合（會長杉山）の設立を見、尙同年には日本農民組合總同盟（現存のものにあらず）の設立があつた。されば昭和二年に於ては日本農民組合、全日本農民組合同盟、全日本農民組合、日本農民組合總同盟（現存のものにあらず）、中部日本農民組合等の對立を來たし、各々自己の指導精神を固執して譲らず、農民運動の統一を缺くの状況であつたから、此等聯合會の間に漸次合同の機運熟し迂餘曲折を経て昭和三年三月には中部日本農民組合、大和農民組合等が合同して中部農民組合を、同年五月には日本農民組合と全日本農民組合とが合同して全國農民組合を、更に同年七月には全日本農民組合同盟が莊内耕作聯盟其の地方聯合會と合同して全日本農民組合（會長中澤）を設立した。此の合同運動は更に進展し、昭和六年一月には全日本農民組合と日本農民組合總同盟とが合同して日本農民組合を組織し、中部農民組合は全國農民組合に合併したので、昭和六年末に於ける聯合會は全國農民組合と日本農民組合の二大分野に整理せらるに至つた。

昭和三年末	六九五	五五、六九五
昭和四年末	六五五	五五、一三八
昭和五年末	六四〇	五三、二七八
昭和六年末	六四五	五〇、五五六
昭和七年末	六六二	五〇、四五四
昭和八年末	六八六	四九、六四五
昭和九年末	六三三	四八、八三六
昭和十年末	五三一	三八、一七二

備考 前に同じ。

地主組合の聯合會に就いては其の數少く全國を區域とするものは大正十四年大阪に設立せられた大日本農政協會（舊大日本地主協會）であつて、本協會は尙昭和五年十一月關東六縣農村振興會、東北十縣農政團體及月曜會と共に農政團體聯合會を組織し活動しつつあつたが、昭和八年十二月遂に解散するに至つた。

尙既述の如く地主組合の一種たる土地會社が各地に設立されるに至つたことは注目に値する。此の種の會社即ち小作關係事業の經營を主たる目的とする會社は近年増加し昭和三年

然るに滿洲問題を契機として發生せる思想界の轉向、組合運動の行詰等を主要原因として昭和七年には日本農民組合の一部は脱退して日本農民組合總同盟を組織し、全國農民組合の一部は昭和六年全農全國會議と稱する事實上の獨立聯合會を組織し、更に北日本農民組合を合併して來たが、其の後全農全國會議の大部分の者は從來の指導精神を快しとせずして合法的轉向運動を起し、全國農民組合に復歸したので、其の分布區域は著しく縮小した。

一方地主組合にあつては一時多少の増加を示したが、昭和二年を最高として大體に於て漸減の傾向を辿り、組合員數は昭和二年以來漸減の傾向を示して居る。大正十年以降の組合數及組合員數を年次別に表示すれば次の通りである。

年次	組合數	組合員數
大正十年末	一九二	?
大正十二年末	二九〇	二三、五六一
大正十四年末	五三二	三四、五五九
昭和元年末	六〇五	四一、四二五
昭和二年末	七三四	五七、〇五二

末六十五、昭和八年末には百六を算するに至つたが最近多少減少し、昭和十年末には八十二會社となつてゐる。其の分布區域は二府二十二縣であつて、其の特に多い地方は奈良縣で之に次ぐのは岡山、和歌山、神奈川、香川の諸縣である。最後に協調組合に就いて觀るに本組合は小作人組合及地主組合とは趣を異にし大正十年以來組合數、組合員數共に増加の傾向を示しつつあつたが、昭和九年末より減少を示してゐる。

参考の爲大正十年以降の組合數及組合員數を示せば次の通りである。

年次	組合數	組合員數
大正十年末	八五	?
大正十二年末	三四七	四七、五八〇
大正十四年末	一、三七一	一四二、四二九
昭和元年末	一、四九一	一六四、五八五
昭和二年末	一、七〇三	一七四、二〇六
昭和三年末	一、九〇九	一九〇、三五八
昭和四年末	一、九八六	二四四、九四三



昭和五年末	一、九八〇	二四七、八八〇
昭和六年末	二、〇四七	二五五、〇八八
昭和七年末	二、〇九八	二五八、六一三
昭和八年末	二、三〇九	二七九、四三一
昭和九年末	二、二一九	二七一、四三四
昭和十年末	一、七四八	二〇二、七八五

備考 前に同じ。

### 三 地主小作人組合の區域及分布

先づ小作人組合の區域に就いて觀れば、全國を區域とするものは全國農民組合、日本農民組合及日本農民組合總同盟の三、數府縣を區域とするもの二、一府縣を區域とするもの五十五、數郡を區域とするもの十一、一郡を區域とするもの二十九、數町村を區域とするもの百四、一町村を區域とするもの九百一、數大字を區域とするもの二百七十八、一大字を區域とするもの二千三百九十三、一大字未滿を區域とするもの百七十八であつて、其の他は五十七である。之が分布に就いては沖繩を除く一道三府四十二縣に散在し、其の特に多い地方は新潟、山梨、岐阜、福岡、千葉、兵庫、愛知、富山、長

野、福島、岡山等の諸縣である。

地主組合の區域に就いては、大阪の大日本農政協會の解散後は數府縣を區域とするものは僅かに一を算するのみで、一府縣を區域とするもの九、數郡を區域とするもの九、一郡を區域とするもの二十五、數町村を區域とするもの四十五、一町村を區域とするもの二百五十三、數大字を區域とするもの二十三、一大字を區域とするもの百四十五、一大字未滿を區域とするもの六であつて、其の他は十五である。之が分布に就いては、青森、東京、熊本及沖繩を除く一道二府四十縣に分布し、其の特に多い地方は新潟、兵庫、栃木、岡山、岐阜、奈良、愛知、埼玉、徳島の諸縣である。

協調組合の區域に就いては、一府縣以上を區域とするもの無く、數郡を區域とするもの三、一郡を區域とするもの九、數町村を區域とするもの四十九、一町村を區域とするもの二百六十四、數大字を區域とするもの八十一、一大字を區域とするもの千二百二十七、一大字未滿を區域とするもの百七十であつて、其の他は四十五である。之が分布に就いては、神奈川及沖繩を除く一道三府四十一縣に分布し、其の特に多い地

方は群馬、新潟、兵庫、岐阜、山梨、千葉、富山、秋田、徳島、京都、鳥取等の諸府縣である。

### 四 地主小作人組合の指導精神及目的

先づ小作人組合の指導精神に就いて觀るに、主要なる小作人組合聯合會は從來主としてマルクス主義(合法又は非合法)乃至社會民主主義を指導精神として居たが、左翼運動の行詰、滿洲事變、五・一五事件等の影響を受け、右翼的又は合法的轉向を爲すものを生ずるに至つた。即ち從來社會民主主義を奉じて居た日本農民組合は滿洲事變勃發後民族の發展を基調とする國家社會主義に轉向したが、最近更に日本主義(皇道主義)に轉向し、現在皇道會を支持して居る。全國農民組合から分立せる全農全國會議は非合法的マルクス主義の色彩が濃厚であつたが、最近此の種運動の行詰に鑑み前述せしが如く其の大部分の者は合法的轉向を主張して、全國農民組合に復歸したので残りのものは地方的に其の殘影を留むるに過ぎぬ。社會民主主義を奉ずる全國農民組合及日本農民組合總同盟の指導精神に就いては變りはない。

此等の聯合會は其の指導精神に従ひ其の綱領主張等の中に

小作料の減免、土地を農民へ、小作地の國有、完全小作法の制定、耕作權の確立、立毛生繭差押立入禁止反對、農民運動暴壓諸法令の撤廢、團結權の獲得、米穀の國家管理、肥料の國營、原蠶種並生絲販賣の國營、農具電力動力の國營、階級的消費組合の組織、農民金融機關の確立、耕作農民の借金支拂猶豫法の制定、獨占價格及高利反對、國家農業保險制の設立、惡稅廢止、農民本位の稅制確立、大地主課稅の設定、金融資本家稅の設定、農民教育制度の確立等を掲げ、之が遂行を目的として居るが、此等聯合會支部及單獨小作人組合の目的が小作條件の維持改善其の他共同利益の保護増進にあるは勿論であつて、其の目的事項を更に細別すれば小作條件の維持改善、農事の改良發達、小作地獲得の競争防止、小作人相互の扶助慰安、地主小作人間の協調融和、小作人階級の社會的地位の向上等と爲すことが出来る。而して之を實際に徴すれば此の内一事項のみを目的とする場合は少く、他の目的を兼ねるを一般として居る。尙表面上組合規約には小作條件の維持改善を目的とする様には規定せず単に次に擧ぐる第五以下の事項の如きもののみを掲げるに過ぎないが、實際に於



ては小作條件の維持改善に關する事業又は活動を爲してゐるものがある。今之を個々の組合に就いて其の規約に掲ぐる所を觀察すれば次の様になる。

- 一 小作條件の維持改善を目的とするもの
  - 二 小作條件の維持改善及小作人階級の社會的地位の向上を目的とするもの
  - 三 小作條件の維持改善及農事の改良發達を目的とするもの
  - 四 小作條件の維持改善及小作人相互の扶助慰安を目的とするもの
  - 五 小作地獲得の競争防止及農事の改良發達を目的とするもの
  - 六 農事の改良發達及地主小作人間の協調融和を目的とするもの
  - 七 農事の改良發達及小作人相互の扶助慰安を目的とするもの
- 地主組合に就いては其の目的とする事項は小作條件の維持改善、小作人の保護獎勵、地主小作人間の親善融和、共同利

益の向上、農事の改良發達、農村の改善、地主相互の親睦等に細別し得るが、之を個々の組合に就いて觀れば小作人組合と同様二以上の事項を兼ねるを一般として居る、而して表面上組合規約に於ては左に擧ぐるが如く小作關係の維持改善に關し何等規定して居ないが、實際に於ては之に關する事業又は活動を爲して居ることは小作人組合の場合と同様である。今其の規約に掲ぐる所を示せば次の如くである。

- 一 小作條件の維持改善及地主相互の親睦を目的とするもの
- 二 小作條件の維持改善及農事の改良發達を目的とするもの
- 三 小作條件の維持改善及農村の改善を目的とするもの
- 四 小作人の保護獎勵及農事の改良發達を目的とするもの
- 五 小作人の保護獎勵及地主相互の親睦を目的とするもの
- 六 小作人の保護獎勵、農事の改良發達及地主相互の親睦を目的とするもの
- 七 地主小作人間の親善融和及共同利益の向上を目的とするもの

八 地主小作人間の親善融和、共同利益の向上及農事の改良發達を目的とするもの

九 農事の改良發達農村の改善を目的とするもの

十 農事の改良發達及地主相互の親睦を目的とするもの  
最後に協調組合に就いて觀れば、其の目的事項は小作條件の協調、農事の改良發達、經濟的發達及相互扶助、農村の改善等であつて、之を個々の組合に就いて觀れば其の目的は次の如くである。

一 小作條件の協調を目的とするもの

二 小作條件の協調及農事の改良發達を目的とするもの

三 小作條件の協調、經濟的發達及相互扶助を目的とするもの

四 小作條件の協調及農村の改善を目的とするもの

五 地主小作人組合の活動

地主小作人組合の活動は組合の發達と共に其の範圍を擴大し、今日に於ては各種の活動を行ひつつある。其の内容に就いては組合の種類即ち小作人組合、地主組合及協調組合に依つて又自ら其の趣を異にして居る。

(一) 小作人組合の活動

小作人組合の活動は其の當初に於ては大體に於て、小作争議を中心とするものに限られて居たが、其の後組合の活動範圍が擴大し、内容が充實せらるると共に各種の活動を行ふに至つた。而して其の活動の主眼とする所、態様等は組合の指導精神、目的及時の情勢等に因り差異消長があり、單位組合と聯合會とに依つても差異があるが、其の共通的なものは小作條件の維持改善等の經濟的利益維持伸長に關する活動と、小農階級の爲の各種の政治的活動の外殊に聯合會に在つては小作人組合の擴大強化の組織運動を主たるものとする。今組織運動は之を省き經濟運動及政治運動に付て記述する。

(イ) 經濟運動

小作人組合の行ふ經濟運動は之亦種々あるが其の主なるものに付大要を述べれば次の通りである。

其の一は小作料の減免其の他小作條件の維持改善に關する運動であつて、小作料に關しては小作人は相團結して一時的又は永久的小作料の減額、小作料の値上反對、小作料の改定、納米の格下、込米の廢止、獎勵米の増加等の要求を爲し又最



近地主側に於て特に農村不況の爲に自作經營、小作地の賣却、小作料滞納、小作契約期間の満了、小作人の變更、地目の變換等を理由として、積極的に小作地の返還を要求するものが増加せるに對しては、小作人の耕作權乃至は生存權を壓迫するものとして極力之に反對し、全國農民組合其他主要小作人組合に於ては何れも耕作權の確立を叫び、小作契約の繼續を主張し若し返地の已むを得ざるに至つた場合は耕作權の賠償、作離料其他の名目を以て相當額の代償を要求しつづつある。要求貫徹の手段としては既に小作爭議の手段として述べたるが如く地主糾弾演說會の開催、宣傳ビラの撒布、多衆行列等の示威其他の運動を行ひ、地主が立毛假差押、土地立入禁止其他の處分を行ひ又は訴訟を提起した場合には之が反對の請願運動を起し又は顧問辯護士を置いて抗辯方法を講ずる等益々複雑を加ふるに至つた。

其の二は小作人間に於ける小作條件の競争防止に關する運動であつて、岐阜縣、山梨縣等に於ける小作人組合には其の規約中に之が規定を設くるものが相當多く、其の主なる規定事項を擧ぐれば次の通りである。

- 一 他人の現に小作しつづつある小作地に付其の小作料より高き小作料を支拂ふ等の條件を地主に申込み之が争奪を爲さざること
- 二 小作地引上の承諾等の事項は組合總會の決議に依り之を行ひ、單獨にて地主と交渉せざること
- 三 地主に小作地を返還せんとするときは先づ之を組合に申出で組合員中の小作地希望者に小作せしむること
- 四 組合員の小作し居たる土地は其の組合員の承諾を得るに非ざれば他の組合員に於て之を新に小作せざること
- 五 組合員が他の組合員の小作地の所有權を取得したる場合は、一定年限の間其の返還請求を爲さざること

其の三は産業組合的運動であつて從來とても小作人組合中には産業組合的事業を行つて居たものもあつたが、事實上の活動に至つては殆ど見るべきものが無かつた。然るに近年に至つては小作人組合自體又は小作人組合員が別に團體を組織して購買、販賣、利用、信用等の事業を行ふものが相當多數に上り其の成績の相當見るべきものがあり、最近では醫藥組合及無料又は輕費診療所の設立漸く多からんとし、農民組合其

の他農民關係無産團體若は其の幹部の關與せるもの相當數を計ふるに至つた。此等の團體を組織の上から觀察すれば前述の如く小作人組合自體に於て産業組合的事業を行ひつづつあるものと組合員が中心となつて別に團體を組織して事業を行ひつづつあるものがある。後者に屬するものには又産業組合法に依るものと任意申合組合なるものがある。此等の組合の特に多い地方は青森、福島、滋賀、京都、兵庫、福岡の諸府縣である。

#### (口) 政治運動

小作人組合は主として經濟運動を、無産政黨は主として政治運動を行ふを原則として居るが、實際に於ては其の職分の分化明白ではなく、政治運動は小作人組合自體及其の支持する無産政黨を通じて行はれてゐる。

小作人組合自體の政治運動としては大正十四年、昭和三、四年及昭和八年に行はれた市町村會議員の選舉に對しては農民組合は市町村會議員選舉対策に關する件を決議し、各支部に於ては各市町村會議員選舉対策委員會の設置、スローガンの作成、演說會の開催、宣傳ビラの配布等を行ひ、大に活動す

る所があつた。又昭和二年、六年及昭和十年に行はれた府縣會議員の選舉に於ても、昭和五年及七年の衆議院議員の總選舉に當つても相當活動する所があつた。立法問題に關し小作法制定に付て、全國農民組合は昭和四年度の大會に於て「完全なる小作法制定要求に關する件」を決議すると同時に小作法對策委員會を設置し、昭和五年には小作法要綱を發表し、日本農民組合總同盟は「完全小作法の制定」を掲げ之が運動をなし來つたが、最近に於ては全國農民組合は社會大衆黨と合議の上、小作法案を作成發表し之が制定實現を期してゐる。更に昨年には農民生活權保證要求の民事訴訟法改正乃至は立法運動が廣く行はるるに至り、先づ北日本農民組合、全國農民組合新潟縣聯合會及自治農民協議會が主體となり農民生活權擁護聯盟を結成して農民食糧一ケ年分差押禁止法の獲得を期し、次いで日本農民組合、日本農民組合總同盟にありても夫々全國大會を開催して農民食糧一ケ年分差押禁止法の制定を可決し、又全國農民組合にありても各農民團體に提唱し、農民代表者會議の名の下に小作法並に差押禁止法の獲得を期し、全國的なる署名請願運動を爲し、次いで第六十七議會



に於て竹下、風見、杉山各代議士より農民食糧一ヶ年分差押禁止法案を提出したが政府案の通り三ヶ月分として議會を通過した。之に勢を得たる農民組合は第六十八議會に於ては、小作法を通過せしめんと全國的に署名運動を爲さんとしてゐる。又組合立法に付ては昭和二年以後各種の原因に基き組合の解散せるもの若くは組合員中組合を脱退するもの少なかからざるに至つたに付ては、農民組合は警察當局の不當なる壓迫に因るものとして、各組合は團結確立運動に力を注ぎ、昭和四年度には共同闘争を目的として全國農民組合、日本農民組合總同盟、中部農民組合等を以て組織せられた全國農民團體會議は組合の壊滅に歸したる香川県奪還に關する件を決議し、文書、演說會、當局への陳情等を爲し其の後と雖全國農民組合を中心として之に關する各種の運動をなしたが、未だ所期の目的を達するに至らない。右の外全國農民組合は團結權の獲得を主張し、其の他の組合にあつては組合運動に制限を加へらるべき各種取締法規の改廢を主張しつつある。

次に小作人組合と密接なる關係を有する無産政黨の政治運動の沿革に就いて觀るに、日本に於て小作人労働者等の大衆

を背景とする無産政黨が始めて設立せらるるに至つたのは大正十四年末に結成せられた農民労働黨であつたが、即日解散を命ぜられたので大正十五年再び労働農民黨を組織するに至つたが、外に尙同十五年には日本農民黨、日本労働黨及社會民衆黨も結成された。其の後右の内労働農民黨は昭和三年共產黨事件に關聯して解散を命ぜられたが、其の一部の者は昭和四年に労働黨を組織し、日本農民黨と日本労働黨とは昭和三年に合同して日本大衆黨を組織し、此の日本大衆黨は社會民衆黨の一部が脱退組織せる全國民衆黨其の他の地方無産政黨と合同して昭和五年に全國大衆黨を組織した。更に此の全國大衆黨は前述の労働黨と昭和六年に合同して全國労働農大衆黨を組織するに至つた。

茲に於てか昭和六年末に於ける合法的全國的無産政黨は全國労働農大衆黨と社會民衆黨との二大分野に整理せられたのであるが、昭和六年九月勃發せる滿洲問題の影響等に因る思想界の動搖は無産政黨にも及び、社會民衆黨の一部のものは從來の社會民主主義から國家社會主義に轉向し、昭和七年五月脱退して別に日本國家社會黨を組織し、又日本國家社會黨の黨、舊社會民衆黨共に小作法要綱を作成して發表し尙完全小作組合法、團結權の獲得を主張し、兩政黨が合併して組織された社會大衆黨に於ては完全小作法の制定を主張し、最近は全國農民組合との合議に依り小作法案を作成發表し來議會に向つて運動を開始して居る。

七月以降脱退者を生ずるに至つたが、脱退者の一部の者は真正國家社會主義政黨の樹立を標榜して十月日本國家社會主義全國協議會を組織したが、本協議會を通じて一部の者は昭和九年三月大日本國家社會黨を、又他の一部の者は同年四月勤勞日本黨を組織し、曩の日本國家社會黨は愛國政治同盟と改稱した。尙此の外に昭和八年四月日本主義（皇道主義）を奉ずる皇道會も組織せられてゐる。

偕て此等政黨と農民組合との關係を觀るに、日本農民組合は皇道會を、日本農民組合總同盟は社會大衆黨を支持して居るが、全國農民組合にあつては社會大衆黨と運動上必要ある場合に限り協力すべきことを申合せて居る。

次に此等無産政黨の運動に付ては種々あるが其の内農村關係の主なるものは小作立法に關する運動、選舉運動、凶作對策運動等である。而して小作立法に關しては舊全國労働農大衆

序に小作人組合及之と密接なる關係を有する無産政黨の選舉運動に付先づ町村會議員の選舉に就いて觀るに、大正十四年度選舉に於ては九千三百三十一の調査町村に於て小作人側より當選せし總議員九千六十一人、内小作人組合及無産政黨側より當選せしもの千三百三十二人、昭和三年、四年の選舉に於ては一萬四百十七の調査町村に於て小作人側より當選せし總議員一萬一千四百十四人、其の内小作人組合及無産政黨側より當選せしもの千四百四十一人なるに對し、昭和八年の選舉に於ては八千九百五の調査町村に於て小作人側より當選せし總議員數一萬四千五百十四人、其の内小作人組合及無産政黨側より當選せしものは千五百五十四人である。

府縣會議員選舉に於ては昭和二年の府縣會議員選舉は我國最初の普通選舉であつた爲、世間一般の注目を惹いたと共に



無産政黨は全力を注いで自黨候補者の當選に努めた結果合計二十八名の選出を見たが、昭和六年の選舉に於ては十七名の選出を見たに過ぎなかつた。然るに本年行はれた選舉に於ては無産團體の戦線統一が良く行はれたのと所謂非常時の波に乗りたる爲か左翼的無産團體より三十五名右翼的無産團體より二十三名の當選者を出すに至つた。

衆議院議員の選舉に於ては昭和三年の選舉に於て労働農民黨より二名、日本勞農黨より一名、社會民衆黨より四名、九州民衆黨より一名、合計八名の當選を見たが、昭和五年春に行はれたる總選舉に於ては無産政黨の分裂亂立、選舉協定の不能に陥つたこと等に因つて勞農黨より一名、日本大衆黨より二名、社會民衆黨より二名、合計五名、昭和七年春に行はれた選舉に於ても社會民衆黨三名、全國勞農大衆黨二名、合計五名の選出を見たに過ぎなかつた。

尙經濟的及政治的運動として最近特に注目すべきものは不況及凶作對策運動にして、凶作對策運動に於ては、昭和五年世界的經濟界の不況の影響、其の他各種の原因に基き米菴、其の他一般農産物價の下落を來し農民窮乏の聲高きを加ふる

や、農民組合は養蠶農民救済、農村窮乏打破、飯米闘争等の名稱下に農民窮乏打破運動を行ひ、又昭和八年に於ては旱害對策及米價對策が行はれたが、昭和九年に於ては主として凶作對策運動が行はれた。即ち昭和九年は各種の災害の發生に依り農作物の甚しき凶作が豫想せらるるや、近年兎角不振なりし組合運動に相當の活況を呈した。

昭和十年も引續き水害冷害の爲凶作を豫想せらるるや各地に小作料減免、小作料納入米格下の運動等盛に行はれ、各農民組合の大會等に於ては窮乏農民に對する政府米の無償配付若は安價拂下、肥料、種子の無償交付、農業更生資金の無利子長期年賦による即時融通、勤勞農民負擔稅の減免若は免除、農民負債支拂猶豫、穀物檢査本年度免除、小作法並に差押禁止法の制定、農業保險即時實施、小作爭議防止委員會反對等の標語を掲げたるもの多く、殊に東北に於ては東北農民に對し特別國庫補助を爲すべき旨を決議せるものあり、關西、九州地方の水害地に於ては水害農民救済、水害防止恒久施設の要求を可決したるものもあつた。斯く全國的に相當活潑なる運動がなされた。

## (二) 地主組合の活動

地主組合の活動は近代的小作爭議の未だ發生しない以前即ち明治の末期、大正の初期に於ては、穀物檢査の施行に關聯して地主組合多數設立され、此等組合の多くは自ら進んで小作人の保護、農業發達の助成等温情的施設を行つて居たが、小作人が小作條件の維持改善を主張し、小作爭議が全國的に發生するに及んでからは、此の種の活動は殆んど行はれず、且此等組合の大部分は有名無實となつたが、之に代つて新に設立された組合及殘存組合は主として小作人に對抗して、自己の利益を擁護せんとする運動を行ふに至つた。而して其の運動の範圍は小作爭議の深刻化と共に擴大せられたが、其の主なるものは經濟運動及政治運動である。

### (イ) 經濟運動

地主組合の行ふ經濟運動の主なるものは小作條件の維持改善に小作爭議に關する活動であつて、小作人組合が指導者統制の下に一致結束して小作料の不納同盟、共合保管、共同賣却、共同耕作等各種の手段を採るに對し地主組合も亦連絡提携して其の對抗手段を採るに至つた。其の手段に就いては

既に小作爭議の手段に於て述べたるが如く、地主組合に依り地主が相團結し、小作人が小作料を滞納し支拂催告に應じない場合には小作料請求、土地返還の訴訟を提起し土地立入禁止處分或は債權確保の目的を以て立毛其の他動産差押等の手段に訴ふるものが相當存する。又爭議の對象として公租公課の滞納の申合せを爲し又小作料の取立債權を辯護士其の他の者に讓渡し第三者をして之を取立てさせ或は官廳への陳情を行ふものもある。

尙既述の對抗的地主組合たる性質を有する土地會社の設立にあつては、本會社は一定の地域内の地主を以て組織せられ其の出資者たる地主は永小作權の設定、貸貸、所有權の移轉等の形式に依り其の小作地の管理を會社に委ね、會社は地主に代つて從來の小作人に其の土地を小作せしめ、小作料の取立、小作地の管理其の他を行ひ、其の代償として地主より手数料を徴收し、會社を經營せんとするものである。尤も會社の目的に付會社側にては地主が一團となり地主小作人間の融和親善を圖り、以て兩者永遠の福利を増進せんとするにありと謂つて居るものであるが、會社設立の動機、行動等より推



測すれば必ずしもさうではなく、最近小作爭議益々紛糾するに至り、地主が年々繰返される小作料減額交渉等に付個別的交渉を爲すことの不利益と煩瑣とを除去し、小作人組合等に對抗して積極的に地主の利益を擁護せんとするにあるもの様である。

又土地會社其の他の地主が小作地を返還せしめ、從來の小作制度を改め請負小作としての從來の小作人其の他の者に耕作其の他の作業を請負はしむる請負小作制度を採用するものあることは既に述べた通りであるが、其の面積は最近多少減少したが尙相當の範圍に及んで居る。現在其の多い地方は佐賀、大阪、奈良、鳥根、鳥取、愛知、岐阜等である。

(口) 政治運動

地主組合の行ふ政治運動は大日本農政協會(舊大日本地主協會)を中心として行はれ、農林省農務局が大正十五年十月「小作法制定上規定すべき事項に關する要綱」を、昭和二年一月に「舊慣永代小作整理要綱及小作法中永小作關係に關し規定すべき事項要綱」を、更に昭和二年三月「小作法草案」を發表するや、農政協會は之が審議研究を爲し其の修正案を作成

して公表し、當局に陳情し全國地主大會を開催して其の修正貫徹運動に努め、又前述の如く昭和五年十一月には大日本農政協會が中心となり關東六縣農村振興會、東北十縣農政團體及月曜會を以て農政團體聯合會を組織し、爾來屢幹部代表者の協議會を開催し、小作法案に對しては修正意見を發表し、小作調停法に對しては其の改正を叫び、自作農創設維持に對しては其の徹底を主張し之が意見の發表、當局への陳情等の方法に依つて其の趣旨の貫徹に努めた。尙昭和七年には關係官廳に對し、農産物の價格維持、農業保險及米穀專賣の實施、農村負擔の軽減、税制整理、町村合併、農村金融の圓滑、舊債整理等の陳情を爲す等種々運動する所があつたが其の中心勢力を爲す大日本農政協會は昭和八年末を以て解散するに至つた。尙地主組合に於ては小作問題に關して官廳に對する陳情其の他の政治的活動を爲すは素よりである。

(三) 協調組合の活動

協調組合の活動に就いて注目すべきものは協調組合内部にある小作委員會制度と産業組合的事業とである。

茲に小作委員會制度と云ふのは地主側小作人側又は之に加

ふるに自作人其の他の者の中から一定比率を以て選出した代表者を以て組織した一種の委員會であつて、一定区域内の小作條件の維持改善に關する事項、其の他農村社會生活に關する事項を公平に且合理的に協議決議して、地主小作人間の利害の調和、感情の融和を圖ることを目的としたものを謂ふのである。本委員會の中にはそれ自體が獨立した機關として組織され、其の機能を發揮する場合もあるが寧ろ例外に屬し、多くは協調組合を母體として其の内部の一機關として設立されるのが一般である。

更に此の内容に就いて觀るに、右委員會の組織に付ては其の母體である協調組合が地主と小作人とのみから構成されて居る場合には、其の委員會は地主側委員及小作人側委員のみから成るのを普通とし、稀に地方の徳望家或は自作農を加へることがある。之に反して母體である組合が一定区域内の地主、小作人其の他の農業者全部を以て組織されてゐる場合は其の委員會は小作人側委員、地主側委員及其の他の者の中から選出された委員から成るのを普通として居る。其の人数は少いのは八名、多い場合は四十八名に達するものもあるが、

二十名前後のものを普通として居る。

委員會の決議又は執行する事項に付ては、委員會自體の性質に依つて自ら異なるけれども、之を概言すれば、(一)小作に關する事項(二)農業經濟、農村生活の改善に關する事項、(三)農業の技術的改善に關する事項(四)其の他に關する事項であつて之を詳述すれば次の如くである。

(一) 小作に關する事項

地主小作人間の紛議の調停、小作料の改定、凶作の場合に於ける檢見及小作料の減免率の決定、小作契約事項の決定、小作料の納付方法の改善、獎勵米補給米の決定等。

(二) 農業經濟、農村生活の改善に關する事項

低利資金、土地購入資金の融通方法、農具の共同利用方法の決定、農産物の共同販賣、肥料及生活必需品の共同購入、不慮の災害其の他の相互扶助、備荒貯蓄、組合員の懇談會の開催等。

(三) 農業の技術的改善に關する事項

共同苗代の設置、講習講話會の開催、農事視察、病蟲害の共同驅除豫防、採種圃の設置、農具灌溉排水設備の改善、



品評會共進會の開催等。

(四) 其の他に關する事項

經費の負擔、豫算の決定等。

小作委員會の設立の動機に就いては大正七、八年以前概して小作争議の未だ問題とされなかつた時代に於ては、農業の不振及農業の衰微を動機として地主小作人間の融和親善を圖り農業の發達繁榮を目的としたものが多かつたけれども、其の後に設立されたものは直接間接に小作争議を設立の動機として居り、小作争議の既に發生した地方に於ては争議の結果小作條件に關して協定した事項を兩當事者間で遵守し、將來再び争議を起さしめない様に、又争議の未だ發生しない地方では地主小作人兩者の互譲に依つて不合理な小作關係を改善し争議の發生を未然に防止する爲に本小作委員會を設立する様になつた。而して昭和三年末には八百八十九あつたが年々増加し昭和九年末には千七十四に達した。尤も昭和十年末に

四四

は九百三十九に減少した。而して之が分布區域は一道二府三十五縣であつて、其の特に多い地方は群馬縣で、之に次ぐは兵庫、徳島、新潟、岐阜、鳥取等の諸縣である。

小作委員會の成績に付ては未だ地主小作人の自覺充分でない地方に於て、外部の奨励に依つて他動的に且急激に設立されたものに付ては成績の良好でないものもあるけれども、争議の結果其の受くる所の損失を地主小作人共に充分に理解し熟慮の結果自發的に設立されたものに付ては其の成績の相當見るべきものがある。

尙協調組合が中心となつて産業組合的事業を行ふものが相當多數に上つてゐるが、其の内には産業組合法に依れるものと任意申合組合であるものとがあつて、一府十六縣に分布し其の特に多き地方は兵庫、福島、三重、京都、群馬諸府縣である。

36479





一年次別小作爭議、調停及地主小作人組合一覽表

年次	第一小作爭議		關係土地面積		原		因	
	件數	參加人員	畑	其ノ他	小値改	高不	農下	耕整
大正十三年	一、五八〇	五三六	一、〇四九	一、〇四九	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三
同十四年	一、五八〇	五三六	一、〇四九	一、〇四九	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三
同十五年	一、五八〇	五三六	一、〇四九	一、〇四九	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三
昭和二年	一、五八〇	五三六	一、〇四九	一、〇四九	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三
同三年	一、五八〇	五三六	一、〇四九	一、〇四九	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三
同四年	一、五八〇	五三六	一、〇四九	一、〇四九	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三
同五年	一、五八〇	五三六	一、〇四九	一、〇四九	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三
同六年	一、五八〇	五三六	一、〇四九	一、〇四九	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三
同七年	一、五八〇	五三六	一、〇四九	一、〇四九	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三
同八年	一、五八〇	五三六	一、〇四九	一、〇四九	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三
同九年	一、五八〇	五三六	一、〇四九	一、〇四九	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三
同十年	一、五八〇	五三六	一、〇四九	一、〇四九	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三

備考 一 爭議件數大正六年八五件、同七年二五六件、同八年三二六件アルモ調査ヲ異ニスルヲ以テ之ヲ省略セリ  
二 大正十一年以前ハ内務省、大正十二年以降ハ農林省ノ調査ナリ

第二小作調停 一小作調停法ニ依ル調停

年次	受理別件數		申立者別件數		關係人員		結	
	件數	位數	主地	小作人	主地	小作人	成立	不成立
大正十三年	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八
同十四年	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八
同十五年	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八
昭和二年	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八
同三年	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八
同四年	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八
同五年	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八
同六年	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八
同七年	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八
同八年	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八
同九年	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八
同十年	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八	一、八六六	三、〇〇八

二小作官ノ法外調停

年次	調停件數		關係人員		關係土地面積		調停ノ結果	
	件數	位數	主地	小作人	主地	小作人	成立	不成立
大正十四年	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八
同十五年	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八
昭和二年	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八
同三年	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八
同四年	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八
同五年	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八
同六年	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八
同七年	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八
同八年	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八
同九年	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八
同十年	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八	三、七七一	六、九〇八







備考 一 争議件數大正六年八五件、同七年二五六件、同八年三二六件アルモ調査ヲ異ニスルヲ以テ之ヲ省略セリ  
 二 大正十一年以前ハ内務省、大正十二年以降ハ農林省ノ調査ナリ

第二小作調停 一 小作調停法ニ依ル調停

年次	受理別件數		申立者別件數		争議地ノ面積		關係人員		參加關係人	結果		未済數	申立者別件數割合		
	争議件數	單位數	地主	小作人	主地	小作人	地主	小作人		成立	不成立		取却下	主地	小作人
大正十三年	三	二七	一	一六	四一・〇〇	一四	一四	一	一	一五	一	四〇・七四	五・〇〇	〇・四六	二・四
同十四年	一八六	六五四	三〇八	三三七	八二八・四七	四	一四	一	一	四九	三	四七・〇九	五・〇〇	〇・四六	二・四
同十五年	二六〇	九五四	三五五	五五四	九〇八・四	一四	一四	一	一	五七	三	三三・〇三	五・〇〇	〇・四六	二・四
昭和二年	三六五	一、五五	四九五	九七〇	一、〇八七・四〇	一七	一七	一	一	五〇	四	三三・九二	五・〇〇	〇・四六	二・四
同三年	二九二	一、六六	五三三	九五四	一〇、八七・四〇	一〇	一〇	一	一	九九	四	三三・九二	五・〇〇	〇・四六	二・四
同四年	三六五	一、五八	五三三	九五四	七、六〇・八	一〇	一〇	一	一	九九	四	三三・九二	五・〇〇	〇・四六	二・四
同五年	二八八	一、六三	五三三	九五四	九、六六・一八	一〇	一〇	一	一	九九	四	三三・九二	五・〇〇	〇・四六	二・四
同六年	三三六	一、七〇	五三三	九五四	八、九八・三三	一〇	一〇	一	一	九九	四	三三・九二	五・〇〇	〇・四六	二・四
同七年	三三二	二、〇〇	五三三	九五四	七、七六・八九	一〇	一〇	一	一	九九	四	三三・九二	五・〇〇	〇・四六	二・四
同八年	四八八	二、八五	九三三	一、七五〇	一〇、四九・四一	一〇	一〇	一	一	九九	四	三三・九二	五・〇〇	〇・四六	二・四
同九年	五〇三	三、三三	一、〇七四	二、二五〇	一一、〇〇・五	一〇	一〇	一	一	九九	四	三三・九二	五・〇〇	〇・四六	二・四
同十年	六三五	四、〇六	一、三九七	二、五〇五	九、五四・七二	一〇	一〇	一	一	九九	四	三三・九二	五・〇〇	〇・四六	二・四
計	四〇、三六三、〇五三	七六六、一三三、二六四	九五	三三三、二六、〇五〇	七八、九七七	四、四九三	四、四九三	一	一	七	七	三三・九二	五・〇〇	〇・四六	二・四

二 小作官ノ法外調停

年次	調停件數	關係人員		關係土地面積	調停ノ結果	
		地主	小作人		成立	不成立
大正十四年	三七	六九〇	三三〇	三、七七一・三	三六	一
同十五年	二八五	三、七〇三	一、五八五	一〇、四八・一	二七	一
昭和二年	三五七	二、七〇七	一、三三二	八、九七・〇	二四	一
同三年	三三九	二、〇八九	八、六九一	七、二六・九	二六	一
同四年	三三〇	一、九四六	七、七〇〇	五、四六・九	二〇	一
同五年	二四四	一、八〇三	七、八七	四、二三・三	三六	一
同六年	二二三	一、九〇四	六、〇〇六	三、三六・七	三五	一
同七年	二二三	二、八九九	一、一〇五	六、四八・三	二七	一
同八年	二二六	一、五四八	五、四三三	二、九六・一	二二	一
同九年	三六八	一、五五五	六、四八	三、九三・三	三五	一
同十年	二九〇	二、〇〇七	八、九八一	五、六六・〇	二九	一
計	二、八九四	二九、〇八	一、二四、三三三	八〇、五二・八	二、七〇	七

第三地主小作人組合

年次	小作人組合		地主組合		協調組合	
	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數
大正十年末	六八	一、二四	一九三	二、四七	一	五
同十一年末	一、五五〇	一、六三、九三	二九〇	三、三、五一	一	一七
同十二年末	二、三三七	三、三三、二五	四四	三、八五〇	一	三九
同十三年末	三、四九六	三、〇七、〇六	五三	三、四、五九	一	四三
同十四年末	三、九六	三、四六、九三	六〇	四、四、五	一	四九
昭和元年末	四、五二	三、五五、三三	七四	五、〇、五三	一	五三
同二年末	四、三三	三、〇〇、四六	六五	五、五、六五	一	五八
同三年末	四、一五	三、五、七	六五	五、五、三八	一	五八
同四年末	四、〇八	三、〇一、四六	六四	五、〇、五八	一	五八
同五年末	四、四四	三、〇六、三二	六四	五、〇、五八	一	五八
同六年末	四、六〇	二、九六、八元	六三	五、〇、五八	一	五八
同七年末	四、八〇	三、〇三、七元	六三	五、〇、五八	一	五八
同八年末	四、五〇	二、七六、二四	六三	四、八、八元	一	五八
同九年末	四、〇二	二、四三、四三	六三	四、八、八元	一	五八
同十年末	四、〇二	二、四三、四三	六三	四、八、八元	一	五八

備考 大正十年ハ内務省警保局、大正十一年乃至十三年ハ内務省社會局、大正十四年以降ハ農林省農務局ノ調査ナリ



























一年受理小作調停事件一覽表

(昭和十二年一月十日報告到達現在)

立者別件數	議	種	單位	件數	結果	別件數	內容	關係	人員																
									當事者數	利害關係人數															
人作小	意合	方雙	拂支料作小	拂支料作小	拂還返地土	還返地土	免減料作小	免減料作小	續繼作小	續繼作小	益有物作權作小 離作償賠ノ等費 給支ノ等料	定確作條作小	他ノ其	立成既	立成不	下取	下却	計	濟未	積面地土係關	主地	人作小	數人係關害利	計	
二、五五	二、二七	四三	四二	三八	六七七	二八五	一、〇八	三元	二九	二七八	二、六六〇	三七	五六	一七	三三九〇	七二	九、五四七三	八、九三三、四九	二、三〇	五、五三	二、五三	二、三三	二、三三	二、三三	
六、六八	二、〇八	一、〇四	二、三三	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四	一、〇四
一、九六六	六	三	二七五	二六六	四三七	一、八四	〇、九六	四六	一八九	二、五五	二、二四九	〇、九二	四七	二	二、五九六	五七〇	八、五〇三、二八	七、二三八、九四	二、三五	六、四	〇、三	六、五	八、六〇	八、六〇	八、六〇
六、七三	二、七三	〇、六九	八、六九	八、四〇	二、三三	四、九	三、七〇	一、四五	五、九七	八、〇五	六、七、八八	〇、五七	一、三、七	〇、三、八	八、〇〇	一、八、〇〇	二、六九	二、三五	二、三五	六、四	〇、三	八、六〇	八、六〇	八、六〇	八、六〇

一 爭議ヲ數件ニ分割申立テタルモノヲ地方廳ノ報告ニ基キ併合シ爭議單位ノ件數トナシタルモノナリ  
 「双方」トアルハ同一爭議ニ付地主小作人双方ヨリ調停ノ申立ヲナシタルモノナリ  
 ハ調停受理後利害關係アリトシテ調停ニ參加シタルモノナリ  
 行地ナルニヨリ本表ヨリ除外セリ



























